

平成29年度 事業計画

I 基本方針

国と同様に、本市においても、今後、高齢化率が上昇し続けることが見込まれており、また障がい者を有する人や生活保護受給者の割合も上昇傾向にあるなど、福祉的な支援を必要とする人々は大幅に増加することが予想されます。加えて支援を必要とする人々の抱える課題は複雑化・困難化しており、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援がより一層求められているところです。

一方で、福祉的な支援を財政的にも人的面でも支える生産年齢人口（15歳～64歳）は、減少局面にあり、本市における人口動態で見ても、確実に人口減少社会に入っています。

このように、福祉に関する需要（支援ニーズ）は、量的にも質的にも増大すると予測される中で、それを支える供給（人的資源）には限界があることを踏まえると、今後、良質な福祉サービスを提供するにあたっては、フォーマル・インフォーマルサービス双方を組み合わせ、コーディネートしていくことができるかという視点が不可欠であると考えています。

人口減少社会という新たな局面を迎え、昨年6月に閣議決定された「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のことを定義しています。これは、支え手側と受け手側に分かれることなく、地域の全ての住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ（ケアリングコミュニティ）を育成し、公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の仕組みを構築していくことを目指しています。

この「地域共生社会」実現に向けて、社会福祉協議会（以下、「社協」という）には、ボランティアや市民活動の枠を越えて、地域創生の動きと協働したり、テーマ活動と地縁活動をつなげたり、社協がもつコミュニティソーシャルワークとボランティア振興に力を入れ、ケアリングコミュニティをつくる拠点として、日常生活圏域（小学校区）ごとに福祉コミュニティを再構築していくことが期待されています。

本会では、このような施策が展開される中で、改めて、2025年問題を見据えた地域包括ケアシステム構築の実現のため、地域支援事業、特に生活支援事業にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えており、そのためには、様々な社会資源・地域資源を把握するとともに、人と人、人と制度、人と支援者などの資源を有機的に結び付けて、「地域共生社会」の礎を作っていかなければならないと思います。

このように、社協が目指すべきものは、第3次大牟田市地域福祉計画・地域福祉実践計画（平成27年度～31年度）にも掲げているように、本会が地域住民の個別ニーズにしっかりと向き合い、地域の生活課題を見つけ、地域住民とともに、様々な社会資源・地域資源の活用を図りながら、課題解決の仕組みづくりに努めていくことであると考えており、住民主体の共生社会を目指していきます。

以上のことを踏まえ、平成29年度の重点施策を以下のとおり定めます。

【重点施策】

1. 生活困窮者の支援を推進します
2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します
3. 制度の狭間となっている問題の解決を推進します

Ⅱ 重点施策

1. 生活困窮者の支援を推進します

生活困窮者と言えば、ややもすると「経済的困窮者」を想像してしまいがちですが、新しいかたちの生活困窮者とは、「経済的困窮」「社会的孤立」「複合的課題」といった問題を抱える人々のことであり、本会では、大牟田市より、生活困窮者自立支援事業における相談支援事業、住居確保給付金交付事業、学習支援事業、就労準備支援事業を受託し、生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個人の状況に応じた適切な支援を実施しています。

加えて、地域組織をはじめ、様々な関係機関や企業・団体と連携し、生活困窮者の課題解決のための総合相談体制基盤を強化してきたところです。

生活困窮者の課題は多様で複合的であることから、「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応していくとともに、自立を無理に急がせるのではなく、本人の抱えている課題を適切に評価・分析し、切れ目なく継続的に支援を提供していきます。



2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が不可欠だと言われています。

本会では、このシステムの中で、生活支援分野の一翼を担わなければならないと考えており、これまでも、見守り・訪問活動やふれあいサロン活動、成年後見・日常生活自立支援などの権利擁護事業、住民参加型福祉サービス等の生活支援活動を展開してきました。

これからは、2025年に向けて、住民ニーズに合った様々なインフォーマルな福祉サービスを開発するとともに、地域福祉をトータルコーディネートし、セーフティネットの仕組みを作り上げていきます。



3. 制度の狭間となっている問題の解決を推進します

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（以下「社福公益協」という）を設立し、約2年が経過しようとしています。これまでに、ゴミ屋敷・食糧支援・資金貸付等々の「制度の狭間」となるような地域課題に寄り添い、支援をしてきました。また、必要に応じて、専門職等の人材派遣も行っていました。

「地域共生社会」では、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組む責務があるとされています。

地域においては、医療・介護・福祉分野を越えて、様々な人と資源がつながることで、地域共生の可能性を拓くことができ、これにより人々の多様なニーズに応えると同時に資源の有効活用や活性化を実現することができます。

これからも、地域住民だけでは解決困難な地域の課題については、社福公益協をはじめとする専門職や関係機関の協働による取組みを強化していきます。



Ⅲ 事業計画

【基本目標1】つながりを育む人づくり

1. 支え合いのあるまちづくりの担い手を育成します

(1) 福祉教育推進事業

福祉教育とは、「ふだん」の「くらし」の「しあわせ」について考えることです。「自分のしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、共に生きることができるよう、地域福祉を推進する福祉教育と、子どもの豊かな成長を促す福祉教育を推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉教育を推進する人材の育成
- ② 地域を基盤とした福祉教育の展開
- ③ 福祉教材の貸出

(2) ボランティアセンター機能充実事業

あらゆる市民の社会参加の実現と、一人ひとりが、地域における「支え合い」や「つながり」を基盤に、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていくことができるよう、参加を促進できるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 情報の収集・発信・提供
- ② ボランティア活動のコーディネート
- ③ ボランティア講座の実施
- ④ コーディネーション力の強化
- ⑤ ボランティア活動保険加入の支援

【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

2. 人と人とのつながりを深め 地域の支え合い活動を推進します

(1) 小地域ネットワーク活動推進事業

地域の中で孤立する人を出さないように、地域住民が身近な課題をみつけ、小地域単位の特性にあった活動を行い、住民相互の活動により顔の見える関係づくりを推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉委員の委嘱
- ② 福祉委員対象研修の実施
- ③ 校区福祉座談会・研修会等への参画
- ④ 地域支え合いマップ作成の支援
- ⑤ 福祉・生活課題学習会の開催
- ⑥ 地域包括支援センターとの連携



地域支え合いマップ作成の様子

(2) 地域組織活動促進事業

住民自らが、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組めるよう、校区の実情に応じた支援を強化し、地域の福祉活動の推進役である校区社会福祉協議会の活動を促進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 校区社会福祉協議会との連携・協働による地域福祉力の向上
- ② 校区社会福祉協議会会長連絡協議会との連携・協働
- ③ 大牟田市地域福祉大会～地域支え合い“絆”セミナー～の開催
- ④ 地域リーダー合同研修会の開催

(3) ふれあいサロン活動支援事業

地域でみんなが安心して暮らせるよう、地域の実情に応じて、気軽に、楽しく参加できる“地域の居場所”であるふれあいサロン活動を支援するため、以下のことに取り組みます。

- ① サロン活動助成金の交付
- ② サロン連絡会の開催
- ③ サロン立ち上げ支援
- ④レクリエーション用具の貸出

(4) 住民参加型福祉サービス提供体制充実事業

自発的に参加する住民が、要援助者の個別支援を、安定的・継続的に行えるよう、サービスの提供体制の充実に向けて、以下のことに取り組みます。

- ① おおむたキャロットサービス協力会員の養成講座・研修の実施
- ② おおむたキャロットサービス会員の登録
- ③ おおむたキャロットサービスのマッチング等

(5) 協働型災害支援体制強化事業

災害発生時に円滑な被災者支援活動ができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 災害ボランティア活動の促進
- ② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ③ 福祉避難所運営支援訓練の実施
- ④ 防災運動会への参画
- ⑤ 災害支援コーディネート力の強化

(6) 地域支え合い活動の推進事業

誰もが在宅生活を安心して継続できるよう、地域包括ケアシステム構築に向けて、住民等による生活支援活動をより充実させることに取り組みます。

(7) 共同基金等を活用した支え合い活動の推進事業

地域福祉推進の貴重な財源を確保できるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 福岡県共同基金会大牟田市支会との連携
- ② 赤い羽根共同基金・歳末たすけあい募金からの助成

【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

3. 専門機関や住民と連携・協力し生活課題の解決を促進します

(1) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しており、人々の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要になっていることから、以下のことに取り組みます。

① 自立相談支援事業

経済的や社会的孤立等の困りごとを抱えている生活困窮者等の相談を受け、相談者と一緒に支援計画の作成や、他機関へ同行など伴走型の支援を行います。

② 住居確保給付金事業

離職者で就労能力・意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に家賃相当分の給付をするとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

③ 学習支援事業

主に不登校や生活困窮者世帯の中学生等を対象に、市内3か所で学習会を実施するとともに、進学への不安や学校生活での悩みごと、更には保護者からの進学等の相談も受けます。学習支援事業を利用し、高校進学をした子どもの見守りを行い、高校中退を防ぎます。また、学習支援ボランティアの養成・研修を実施します。

④ 就労準備支援事業

ひきこもりをはじめ様々な理由で働きづらい状態にある生活困窮者を対象に、生活習慣の改善やコミュニケーション訓練等を行い、ハローワーク等と協働し、一般就労に向けた就職活動ができるように支援します。

(2) 大牟田市成年後見センター運営事業（市受託事業）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方々が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利を擁護し、支援するための制度です。

当センターでは、成年後見制度利用促進を図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談・助言及び対応
- ② 市民後見人の養成・登録
- ③ 市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援
- ④ 成年後見制度や権利擁護に関する啓発
- ⑤ 成年後見センター運営管理委員会・受任検討委員会の開催



成年後見活用講座の様子

(3) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

高齢者や障がい者等で、判断能力が不十分な方に対し、金銭の管理や福祉サービス利用に関する相談を受ける等、利用者との契約のもと、日常的な生活支援を行います。また、援助を行う生活支援員の養成及び研修を実施します。

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して、就学や離職、住宅、医療・介護等各種資金の貸付相談を受け付けるとともに、民生委員の協力のもと、借受世帯の経済的自立に向けた支援を行います。

(5) 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会への参加・連携・協働

地域の福祉ニーズに応えるような公益活動を全市的に行うことを目的として、以下のことに取り組む協議会へ参加し、事務局機能を担うとともに、協議会と連携・協働しながら制度の狭間となっている問題の解決を推進します。

- ① 各法人による地域公益活動の発信
- ② 制度の狭間にある福祉課題の解決
- ③ 社会福祉法人の経営研修の実施

(6) 大牟田市居住支援協議会への参加・連携・協働

住宅確保要配慮者が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、以下のことに取り組む協議会（大牟田住みよかネット）に参加し、事務局機能を担うとともに、協議会と連携・協働しながら生活課題の解決を推進します。

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 定期的な相談会の実施・住まいに関するセミナーの開催
- ③ 住情報システム（住まいナビ「住みよかネット」）の活用

(7) 知的障がい児・者医療支援プロジェクトへの参加・連携・協働

知的障がい児・者が円滑に医療受診できるよう、医療・教育・福祉関係者・当事者家族で構成するプロジェクトに参加し、事務局機能を担うとともに、医師会等の関係機関と連携しながら受診体制・環境の整備を推進します。

(8) 各種相談事業

① 行政書士による法務相談（毎月第3水曜日）

離婚や財産相続、事故等の相談に、専門的なアドバイスを行い、問題解決の糸口を探します。

② 福祉サービス苦情解決相談

福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合は第三者委員会を活用しながら、その解決を図ります。

4. 安心して子育てできる環境の整備に努めます

(1) くぬぎ保育所の運営

保育方針である「自然の中で心と体を使って、思いっきり遊ぶこども」に基づき、障がい児との統合保育、食育の推進などの事業を行います。また多世代交流においては、未就園児とその保護者を対象とした「どんぐりクラブ」の開催や地域運営協議会の発足、また育児相談等も積極的に受け、より一層充実した子育て支援の拠点づくりを目指します。



園庭開放「どんぐりクラブ」

(2) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

学童保育所・学童クラブ運営（三池・高取・中友・白川・大牟田中央）

昼間、児童の養育ができない家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、各学童保育所・学童クラブにおいては、地域組織等と連携し様々な世代間交流事業を実施します。



学童親子交流行事 学童っこのつどい

(3) 大牟田市ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

〔実施場所〕大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整、協力会員養成講座の開催、また様々な機会を通じて子育て世代や住民への広報活動等を行い、事業の周知に努めます。

(4) 大牟田市地域子育て支援拠点事業・つどいの広場（新規事業：市受託事業）

〔実施場所〕大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図ります。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施（つどいの広場アドバイザーの活用）
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ⑤ 子育てサポーターの育成支援の実施
- ⑥ 親子を対象としたイベントの実施

5. いつまでも元気に暮らすために在宅生活を支援します

(1) 介護保険事業の運営

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護支援（ケアプランの作成）の3事業を実施し、総合事業対象者及び要支援、要介護者の在宅生活を支援します。

(2) 地域密着型通所介護事業“ふれあい処える”の運営

利用者である高齢者及び障がい者等に対して、食事、入浴、レクリエーション等を通じ、生活機能の向上を目的とした事業を実施します。また、サービスの質の向上を図るため、地域住民、利用者及びその家族、地域包括支援センター、行政職員で構成する運営推進会議を年2回実施します。



えいる運営推進会議の様子

(3) 障害者福祉サービス事業の運営

障害支援区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、相談支援事業所が作成するサービス利用計画書に沿った居宅介護（ホームヘルパー派遣）・同行援護（ガイドヘルパー派遣）・訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の事業を実施し、在宅生活を支援します。

(4) 介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

市内に6カ所設置されている地域包括支援センターの1つである中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、介護に関する各種の相談や介護認定で、総合事業対象者及び要支援1・2に認定された高齢者への介護予防ケアプランの作成等を行います。加えて、各種専門職と連携しながら、介護予防の普及・啓発のため、地域での広報や体験教室を実施することで、地域住民の在宅生活を支援します。

(5) 「在宅介護者の会」の活動支援

在宅介護者が、お互いに交流を深め、介護にかかる問題・課題等を語り合い、解決していくための「在宅介護者の会」の活動を支援します。

(6) 車いす貸与事業

在宅の高齢者、障がい者に対して、車いすを貸与することにより介護者の負担軽減を図ります。

6. 地域福祉の推進役を果たすための基盤を強化します

(1) 職員の資質の向上と人材育成

今後の社協運営に求められる職員像を掲げ、個々の職員のスキルアップを図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 職員研修体系の確立
- ② 課題別研修の実施

(2) ファンドレイジング（資金調達）の推進

地域福祉活動を進める上で、「赤い羽根共同募金」や「大牟田善意銀行」の浄財について、地域住民や企業等に、その役割や用途を周知するなど、財源確保の充実に努めます。加えて、地域福祉における様々な課題（例：子ども食堂・居場所づくり・ゴミ屋敷・引きこもり対策等）を解決したいという想いに共感していただける支援者を増やし、理解を深めることにより、多くの方々が寄付・寄贈という形で参画できる機会「ファンドレイジング（資金調達）」を積極的に推進していきます。

(3) 広報の強化

事業活動について情報を提供するとともに、地域社会の福祉課題を解決する活動への参加を促進するために、福祉課題を住民一人ひとりが把握し、福祉課題に対する理解と関心を高めることができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 社協福祉広報紙「きらり」の発行（全世帯対象、年4回発行）
- ② 社協事務局通信「きらり」の発行（賛助会員等対象、月1回発行）
- ③ 社協活動啓発用パンフレットの発行
- ④ 社協公式ホームページによる情報発信



社協福祉広報紙「きらり」

(4) 総合福祉センターの運営

- ① 総合福祉センターの安定的かつ健全な自主運営のため、経費削減はもとより、市民に対して当センターを周知啓発し、利用増進に努めます。
- ② 年2回センター利用者の安全を図ることを目的に、総合消防訓練を実施します



総合消防訓練の様子